

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案等に対して提出された意見及び総務省の考え方

意見募集期間：平成 30 年 12 月 26 日～平成 31 年 1 月 29 日

提出された意見の件数：3 件（うち、個人 3 件）

No.	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	社会構造改革、教育、女性社会進出、政治統治構造等に関する幅広い提言（概要） 【個人】	本改正案に対する直接の御意見ではないため、参考とさせていただきます。	無
2	本改正に賛成である。 適切な改正であると思われる。 【個人】	本改正案に賛同の御意見として承ります。	無
3	「5G（第 5 世代）」における「LPWA（ローパワーワイドエリア）」では、「通信衛星（サテライトシステム）」を基準とした構造での「3G（第 3 世代）」での 3GPP における「GPS（グローバルポジショニングシステム）」の機能を融合し、「GSM 方式及び W-CDMA 方式」を導入していると考えますが、「ITU（国際電気通信連合）」が定める「IMT 方式（インターナショナルモバイルテレコミュニケーション）」の構造は、廃止するべきと考えます。具体的には、「4G（第 4 世代）」での「LTE 方式」では、無線 LAN での「Wi-Fi（ワイアレスローカルエリアネットワーク）」と考えますので、日本国が導入していると思われる、サテライトシステムにおける IMT 方式には、矛盾点が有ると考えます。要約すると、サイバー攻撃に対応する為で在れば、SIP サーバーや「TCP/IP 及びサブネットマスク」を経由して通信されるネットワークサーバーに対して、サイバーセキュリティ対策の方が、重要と考えます。 【個人】	本改正案に対する直接の御意見ではないため、参考とさせていただきます。	無